

# じゅうみんとうろく 住民登録

## じゅうみんとうろく 住民登録

じゅうみんとうろく 住民登録は、「3か月よりも長く 日本に 住む 外国人（在留資格がある人）」が、市役所  
で 名前や 住むところを 登録することです。

どんなときに 市役所へ 行きますか？	いつまでに 市役所へ 行きますか？	市役所へ 持って来る もの
がいく いたみし 外国から 伊丹市へ 引っ越したとき	ひ こ 引っ越してから 14日 まで	ざいりゅうかーど ①在留カード （在留カードを 後でもらう 人は、 ぱすぽーと パスポートで いいです。）
にほん なか いたみし 日本の中で、伊丹市 以外の 市・町から 伊丹市へ 引っ越した とき	ひ こ 引っ越してから 14日 まで	ざいりゅうかーど ①在留カード てんしゅつしょうめいしょ いたみし まえ ②転出 証明書（伊丹市の 前に す しまち やくしょ 住んでいた 市・町の 役所で、 さき 先に もらった人） まいなんばーかーど も ひと ③マイナンバーカード（持っている人）
いたみし なか 伊丹市の中で 引っ越したとき	ひ こ 引っ越してから 14日 まで	ざいりゅうかーど ①在留カード まいなんばーかーど も ひと ②マイナンバーカード（持っている人）

いたみし ほか し まち がいく ひ こ  
伊丹市から、他の 市・町や 外国へ 引っ越すときは、伊丹市役所に 転出 届 を 出して  
ください。

どんなときに 市役所へ 行きますか？	いつ 市役所へ 行きますか？	市役所へ 持って来る もの
いたみし ほか 伊丹市から、他の 市・町や 外国へ 引っ越すとき	ひ こ ひ 引っ越しの日の 14日前 から	ざいりゅうかーど ①在留カード まいなんばーかーど も ひと ②マイナンバーカード（持っている人）

## じゅうみんひょう ■ 住民票

じゅうみんひょう  
住民票には、あなたの名前、住んでいるところ、生まれた日などが 書いてあります。  
いえ か  
家を 借りるときや 運転免許 証 を 取るときなどに 使います。市役所で 住民票の写しなど  
を もらうときは、本人確認書類（在留カードやマイナンバーカードなど）を 持って来て ください。  
じゅうみんひょう うつ  
住民票の写しなどを もらうには、お金がいります。

## ■マイナンバー〈日本に住んでいる人が持つ番号〉

日本に住む人には、マイナンバー（個人番号）という番号があります。この番号は、1人ずつ違います。

マイナンバーは、次のようなとき使います。

- ・銀行で口座を作るときや、外国にお金を送るとき、外国から送ってもらうとき
- ・市役所で、社会保険や税金の書類を出すとき

マイナンバーカードの作り方：

①市役所で住民登録をすると、個人番号通知書〈あなたのマイナンバーが書いてある紙〉が、あなたの家に届きます。

②個人番号通知書が届いたら、マイナンバーカードをもらうための申し込みをしてください。市役所や、オンラインで申し込むことができます。

③あなたのカードの準備ができたら、市役所から、交付通知書という手紙が届きます。カードを受け取るために、交付通知書と、在留カード、個人番号通知書（持っている人だけ）を持って、あなたが市役所市民課へ来てください。15才より小さい子どもは、お父さんかお母さんなどと一緒に来てください。

※初めてマイナンバーカードを作るときは、お金はいりません。

※住んでいるところが変わったときは、マイナンバーカードに書いてある住むところも変えなければいけません。引っ越してから14日のあいだに、引っ越した市・町の役所へ行って、カードを出してください。

※マイナンバーカードの有効期限は、在留カードの有効期限と同じです。在留期限を長くしたときは、有効期限が終わる前にマイナンバーカードを持って、すぐに市役所へ来てください。

※2026年（令和8年）6月14日から、在留カード等とマイナンバーカードをひとつのカードにすることができるようになりました。必要書類など、くわしくは出入国在留管理庁のホームページをみてください。

マイナンバーカードは、次のようなとき使います。

- ・マイナンバーを知らせるとき
- ・市役所などのサービスを使うとき（保育園の申し込みをインターネットでするなど）
- ・登録をすると、病院へ行ったときマイナンバーカードを健康保険証として使うことができます。

## ■印鑑登録

印鑑登録は、あなたの印鑑〈はんこ〉が、あなたのものであるということをわかるように  
 することです。印鑑登録は、市役所 市民課で できます。印鑑登録をした 印鑑のことを、  
 実印といいます。印鑑登録をすると、印鑑登録証 という カードが もらえます。印鑑登録  
 証を もらうのには、お金が いきます。印鑑登録のために 市役所へ 来るときは、実印に  
 したい 印鑑と、本人確認書類(在留カードなど)を 持って来て ください。家を 借りたり、  
 買ったたり、車 を 買うための 大切な 書類には、実印を 使います。

次のような 印鑑は、登録が できません。注意してください。

- ① 印鑑の 大きさは、「8mmより小さい」もの、「25mmより大きい」もの
- ② 住民票に 登録していない 名前や 通称名を 文字で 表した もの
- ③ ゴムや プラスチックなど、形が 変わりやすいもの
- ④ 印鑑が 割れていて、文字の 一部が 欠けているもの

それ以外にも 登録できない 印鑑が あります。くわしいことは、市役所に 聞いて ください。



### とあさき 問い合わせ先

いたみし しみんか でんわぼんごう  
伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

## けっこん りこん 結婚と離婚

### けっこん ■結婚

外国人が 日本で 結婚するときには、市役所に 婚姻届 〈結婚することを 市役所に  
 知らせる 書類〉を 出してください。他にも 必要なものがあります。また、結婚する人の  
 国籍によって、結婚できる 年が ちがいます。大使館や領事館に 聞いて ください。

しやくしよ も く 市役所へ 持って来る もの	だ 出す ところ	いつ	だ ひと 出す人
① 婚姻届 (市役所で もらえます) ※自分たち以外の 大人2人の サインが いきます。 ② 外国人は、婚姻要件具備証明書か それの代わりのも ③ パスポートか 在留カード	けっこん ふたり 結婚する 2人の どちらかが 住んで いるところか、 にほんじん ほんせきち 日本人の 本籍地 の 市役所	いつでも	けっこん 結婚する ふたり 2人



婚姻要件具備証明書 〈結婚できることを わかるようにする 書類〉は、大使館や 領  
 事館で もらってください。日本語に 訳したものも、一緒に 出して ください。日本語に 訳

ひと きいん こんいんようけんぐ びしょうめいしょ  
 した 人の サインが あります。 婚姻要件具備 証明書が もらえないときなど、くわしい  
 ことは、市役所に 聞いてください。

つき じぶん くに たいしかん りょうじかん けっこん し ひつよう  
 次に、自分の 国の 大使館・領事館に、結婚したことを 知らせます。そのときに 必要  
 な 書類は、国によって 違います。くわしいことは、大使館・領事館に 聞いてください。

と あ きき  
 問い合わせ先  
 こんいんとどけ いたみし しみんか でんわばんごう  
 婚姻届のこと：伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

## ■伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度

どうせい おとこ おとこ おんな おんな かっぶる たが じんせい  
 同性〈男と男、または、女と女〉のカップルが、お互いを 人生の  
 ばーとなー したいとき、そのことを 市長に 誓うと、伊丹市から 受領証  
 ふたり ばーとなー いたみし みと か かみ わた  
 〈2人が パートナーだと、伊丹市が 認めたと 書いている 紙〉を 渡します。



どうせい かっぶる ひと かぞく かんけい もと びょういん いえさが じゅりよう  
 同性カップルの人は、家族の 関係が 求められるとき（病院や 家探しなど）、この受領  
 しょう だす と かぞく おな かんけい  
 証を 出すと、家族と 同じ 関係だと わかってもらいやすくなります。

せんせい ちか ひと しゃくしょ どうわ じんけん へいわ か き  
 この宣誓〈誓うこと〉を したい人は、市役所 同和・人権・平和課に 聞いてください。

と あ きき  
 問い合わせ先  
 いたみし どうわ じんけん へいわ か でんわばんごう  
 伊丹市 同和・人権・平和課 〈電話番号 072-784-8077〉

## ■離婚

にほん す がいこくじん りこん しゃくしょ りこんとどけ けっこん ふたり  
 日本に 住んでいる 外国人が 離婚するときは、市役所に 離婚届 〈結婚した 2人が、  
 けっこん しゃくしょ し しょうい だ  
 結婚を やめることを、市役所に 知らせる 書類〉を 出してください。

しゃくしょ も くる もの 市役所へ 持って来る もの	だ ところ 出す ところ	いつ	だ ひと 出す人
りこんとどけ しゃくしょ ① 離婚届 (市役所で もらえます) ※話し合いで 離婚するときは、 はな あ りこん 自分たち以外の 大人2人の じぶん いがい おとなふたり サインが あります。 ② ばす ばーと ざいりゅうかーど パスポートか 在留カード	りこん ふたり 離婚する 2人の どちらかが 住んで いるところか、 にほんじん ほんせきち 日本人の 本籍地 の市役所	りこん ほうほう ※離婚の方法で ちが しゃくしょ 違います。市役所に き 聞いてください。	

にほん りこん にほん りこん さいばん りこん  
 日本で 離婚するときは、日本の きまりによって 離婚します。裁判で 離婚したときは、  
 まえ ペーじ ほか しゃくしょ だ しゃくしょ  
 前のページの ①～②の 他に、市役所に 出すものがあります。くわしいことは、市役所に  
 き  
 聞いてください。

未成年の子どもがいるときは、親権者（子どもの世話をする親）を決めます。

そして、離婚届の親権者のところに子どもの名前を書いてください。

また、外国人は、自分の国の大使館や領事館に、離婚したことを知らせます。

裁判をしないと離婚できない国もあります。日本の市役所に離婚届を出す前に、自分の国の離婚のきまりや、離婚のときに必要な書類について、大使館や領事館に聞いてください。

在留資格が「日本人の配偶者等」や「家族滞在」の人は、日本人と離婚したら在留資格を変えなければいけません。くわしくは、9ページと12ページを見てください。

### 問い合わせ先

離婚届のこと：伊丹市 市民課（電話番号 072-784-8038）

## 生まれたときと死んだとき

### ■生まれたとき

#### ○出生届

子どもが生まれたら、出生届（子どもが生まれたことを市役所に知らせる書類）を市役所に出してください。それまでに、子どもの名前を決めてください。

市役所へ持ってくるもの	出すところ	いつ	出す人
① 出生届（出生届の紙は、病院や市役所でもらえます。子どもが生まれたときに、この紙に医者か助産師のサインをもらってください）	した 市役所 ・子どもが生まれたところ ・お父さんやお母さんが住んでいるところ	う ひ 生まれた日を い か い ない 入れて14日以内 ・外国で生まれたときは、生まれた日を入れて 3か月以内	とう お父さんか かあ お母さん、 またはその りょうほう 両方
② 母子健康手帳			
③ パスポートか在留カード			

また、自分の国の大使館や領事館に、生まれたことを知らせます。そのときにいるものは、国によって違います。くわしいことは、大使館や領事館に聞いてください。

### 問い合わせ先

出生届のこと：伊丹市 市民課（電話番号 072-784-8038）

## ○子どもの 在留資格

日本で子どもが生まれて、子どもの国籍が日本ではないとき、そして、生まれてから60日より長く日本に いるときは、子どもの 在留資格が あります。くわしくは、10ページ を 見てください。

## ■死んだとき

### ○死亡届

家族などが死んだら、死亡届（死んだことを市役所に知らせる書類）を市役所に 出してください。外国人も、日本で死んだときは、死亡届を出してください。

市役所へ も 持って来るもの	出すところ	いつ	出す人
死亡届 (死亡診断書 死体検案書 〈医者が書きます〉 があるもの)	下の ใดかの 市役所 ・死んだところ ・死んだ 人の 本籍が あったところ ・住んでいたところ	死んだことを 知った日から 7日以内	家族・親戚 か、一緒に 住んでいる 人など

死んだ人を火葬（死んだ人の 体 を 焼くこと）・埋葬（死んだ人の 体 を 土の中に 埋めること）するとき、死体埋火葬許可証が あります。埋火葬許可証は 死亡届を出すと市役所でもらえます。

#### 問い合わせ先

伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

## ○在留カードなどを 返してください

死んだ人の 在留カードや 特別永住者 証明書は、死んだ日から 14日までに 出入国在留管理局へ 返してください。返す 方法は、下の 2つが あります。

### ① 直接 持って行く

近くの 出入国在留管理局へ 持って行ってください。

大阪 出入国在留管理局神戸支局の住所：

兵庫県神戸市 中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎

### ② 郵便で 送る

次の 3つのものを、郵便で 送ってください。

・死んだ人の 在留カード または 特別永住者 証明書

- ざいりゅうかーどなど へんのう しよるい  
・「在留カード等の返納について」という書類  
(QRコードからダウンロードできます→)



- しばうとどけきさいじこうしょうめいしょ し しよるい  
・死亡届記載事項証明書など(死んだことがわかる書類)

おく さき じゅうしょ  
送る先の住所：〒135-0064

とうきょうとこうとうくあおみ とうきょうこうわんごうどうちようしゃ かい  
東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく ぶんしつ  
東京出入国在留管理局 おだいば分室あて

ふうとう おもて ざいりゅうかーどなどへんのう か  
※封筒の表に「在留カード等返納」と書いてください。

と あ さき  
問い合わせ先

おおさかしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょくこうべしきょく でんわばんごう  
大阪出入国在留管理局 神戸支局 〈電話番号 078-391-6378〉